

仕様書

本仕様書は、とこなめマイクロM a a Sコンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）が実施する常滑版マイクロM a a Sアプリ構築・運營業務委託について、必要な事項を定める。

1 業務名

常滑版マイクロM a a Sアプリ構築・運營業務委託（以下、「本業務」という。）

2 目的

常滑市では地域公共交通計画の策定やコミュニティバスグルーンの運行など、住民・観光客の移動の確保に向けた取組みを進めているが、計画の策定や公共交通の確保だけでなく、実際に利用してもらうためには、鉄道、バス、タクシーなどの地域の公共交通を「分かりやすく」「乗りやすく」することが必要である。

そこで、常滑版マイクロM a a Sアプリを導入することにより市内の公共交通の利便性向上や情報発信の強化により、観光客の回遊性向上や住民の公共交通利用のきっかけづくりを目的とする。

3 業務の対象地域

常滑市

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）

5 業務委託内容

ア 常滑版マイクロM a a Sアプリの構築

- ・鉄道会社等が運営する広域M a a Sアプリと連携可能なマイクロM a a Sアプリ（以下、「本アプリ」という。）を構築すること
- ・本アプリは web アプリケーションとして構築し、以下の機能（外部サイトへのリンクも可）を実装すること

	機能	仕様
1	ルート検索機能	・目的地まで、公共交通を用いた最適なルートが検索できること
2	周辺情報検索機能	・周辺の施設情報を地図上で検索できること
3	タクシー閲覧機能	・市内を運行するタクシー事業者の連絡先が閲覧できること
4	運行情報閲覧機能	・交通事業者が提供する運行情報を閲覧できること
5	デジタルチケット機能	・事業者がデジタルチケットを販売できること

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者がデジタルチケットの販売数、期間、対象者について決定することができること ・事業者がデジタルチケットの内容を変更することができ、一定の期間内に本アプリに反映されること ・利用者が本アプリからデジタルチケットを購入できること
6	デジタルクーポン機能	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者がデジタルクーポンを提供できること ・事業者がクーポンの発行数、期間、対象者について決定することができること ・事業者がクーポンの内容を変更することができ、一定の期間中に本アプリに反映されること ・利用者が本アプリからデジタルクーポンを利用できること
7	イベント情報閲覧機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市内主要施設のイベント情報を閲覧できること ・イベント情報は自動的に更新されること
8	M a a S間連携機能	<ul style="list-style-type: none"> ・広域M a a Sアプリ「C e n t X」と本アプリの動線を設定し、利用者が相互のアプリを移動できること

・本アプリは1月31日（水）までに利用者や事業者がアクセスできるよう公開すること

イ 本アプリに掲載するクーポン提供事業者の募集

- ・市民や観光客のお出かけを促すよう、市内事業者からクーポン協力事業者を募集すること
- ・募集にあたっては、市並びに常滑商工会議所及びとこなめ観光協会等の関係団体と連携し、事業者向けの説明会を開催すること

ウ シェアサイクルの運営

- ・本アプリで予約可能なシェアサイクルを、1カ月以上運営すること
- ・運営にあたっては、今後の継続した運営を想定し、地域の団体又は事業者と連携して行うこと

エ 本アプリのPR

①来訪促進プロモーション

- ・本アプリの導入にあわせ、本アプリの利用と本市来訪を呼び掛けるダイレクトメールにより、プッシュ型プロモーションを実施すること
- ・ダイレクトメールの対象者は、ビッグデータを活用して市を来訪する可能性が高いものを選定すること
- ・ダイレクトメールの対象者が実際に本市を来訪したかどうか、プロモーションの効果測定を行うこと

②本アプリの周知・利用促進

- ・本アプリの導入にあわせ、ポスター、リーフレットを作成し、市内外の施設やクーポン協力事業者などに配布し、設置すること

オ 常滑市が交付決定を受けている令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（TYPE1））の実績報告書作成支援

- ・市が国に提出するデジタル田園都市国家構想交付金の実績報告書作成を支援すること

6 著作権等に関する取扱い

- ・成果品及び本業務のために作成した資料の著作権は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、発注者に帰属するものとする。
- ・成果品等が他者の所有権及び著作権を侵すものでないこと。
- ・使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

7 個人情報及び法人情報の取得・保護・管理等

- ・受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- ・受注者は、個人情報及び法人情報の保護について十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- ・受注者は本業務の成果品を第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。ただし、常滑市又は本コンソーシアムの承諾を得た場合はこの限りではない。

8 成果品

- ・業務報告書
- ・常滑版マイクロMaaSアプリ
- ・デジタルチケット販売事業者及びクーポン提供事業者向けマニュアル
- ・アプリPR用ポスター 10部(※)
- ・アプリPR用リーフレット 1000部(※)及びデータ

※ このうちポスター5部、リーフレット200部を常滑市企画課に納品し、その他は発注者の指示により納品すること

9 留意事項

- ① 本業務は、常滑市が国のデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（TYPE1））を活用して本コンソーシアムに負担金を拠出し実施することから、業務遂行にあたっては国の交付金の趣旨に沿った事業となるよう、常滑市と密接に連携すること。
- ② 本アプリの開発にあたっては、今後の機能拡充などの可能性を想定し、改修についても考慮して実施すること。